

# 株式等に係る譲渡所得等申告のチェックシート【令和7年分用】

一 面

住 所

氏 名

項目 適用又は該当する項目に チェックしてください	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確認
一般の場合	<input type="checkbox"/> ○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。	<input type="checkbox"/>
特定口座(簡易申告口座)の取引分	<input type="checkbox"/> ○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、各口座ごとの取引金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の2面に記載し、その合計金額を1面に記載します。)	<input type="checkbox"/>
特定口座(源泉徴収口座)の取引分  ※ 源泉徴収口座の損益について申告することを選択する場合は、確定申告が必要となります。	<input type="checkbox"/> ○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、各口座ごとの取引金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の2面に記載し、その合計金額を1面に記載します。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定口座年間取引報告書」の「源泉徴収税額(所得税)」欄の金額は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表「雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額」(60欄)、第二表「○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」及び第三表「○上場株式等の譲渡所得等に関する事項」の欄に記載しましたか。</li> <li>・ 「特定口座年間取引報告書」の「株式等譲渡所得割額(住民税)」欄の金額は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表「○住民税・事業税に関する事項」の「住民税」の「株式等譲渡所得割額控除額」欄に記載しましたか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措37の12の2①)  (譲渡損失が生じた年分)	<p>① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」は作成・添付しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」は記載されていますか(①欄)。            (この欄の金額が黒字の場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。)</li> <li>・ 「上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(②欄)。            (この欄の金額がない場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。)</li> <li>・ 「本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(③欄)。            ※ ③欄に記載される金額は、①欄、②欄のうちいずれか少ない金額です。</li> <li>・ 「本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額」及び「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑤、⑪欄)。</li> <li>・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得及び利子所得の金額(以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)と損益通算する場合、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」は記載されていますか(④、⑥欄)。</li> </ul> <p>② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)第三表」は作成しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み「37条の12の2 1項」と記載しましたか。</li> <li>・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、「本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額」及び「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか(⑦、⑨欄)。</li> <li>・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額は記載されていますか(⑩、⑪欄)。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」(譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分)についての確認事項は、二面をご覧ください。

項目 適用又は該当する項目に チェックしてください	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確認
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措37の12の2⑤)  (譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分)  ※ 株式等の譲渡等がない場合でも、翌年以後に譲渡損失を繰り越す場合には、連続して確定申告書を提出する必要があります。	① 本年前3年の各年分において、翌年以後に控除する譲渡損失の金額を記載した確定申告書を連続して提出していましたか。	<input type="checkbox"/>
	② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」は作成・添付しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、「本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算」欄の記載はされていますか（①～⑥欄）。 ※ この場合、一面の「譲渡損失が生じた年分」の確認事項①を参照ください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」は損失が生じた各年分の各欄に記載されていますか（④～⑩欄）。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか（⑪～⑯欄）。 ※ 古い年分から順に、上段に上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額を、下段に分離課税配当所得等金額から差し引く金額を記載します。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、⑨又は⑩欄は記載されていますか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか（⑪欄）。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額」は記載されていますか（⑫欄）。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	③ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）第三表」は作成しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額（繰越損失額）を控除する場合、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み「37条の12の2 5項」と記載しましたか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の譲渡に係る収入金額及び繰越損失額を控除する前の譲渡所得等の金額は記載されていますか（⑬、⑭欄）。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本年分の分離課税配当所得等金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び繰越損失額を控除する前の分離課税配当所得等の金額は記載されていますか（⑮、⑯欄）。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本年分で差し引く繰越損失額は記載されていますか（⑯欄）。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか（⑯欄）。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	

措：租税特別措置法

## 確定申告書の作成・送信は「スマホ申告」×「e-Tax提出」がおすすめ！

確定申告書等作成コーナーはこちら

**e-Taxの5つのメリット**

- 自宅から申告可能**
- 24時間利用可能**
- 受信通知からいつでも内容確認**
- 添付書類提出不要**
- 早期還付(3週間程度で還付)**

※ メンテナンス時間を除きます

「確定申告等作成コーナー」なら  
画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が完成！  
申告書はそのままe-Taxで送信できます！

マイナポータル連携  
給与情報や控除証明書等のデータが自動入力できます！

※ご利用には事前準備が必要です。事前準備は余裕をもってお早めに！

マイナポータル連携の詳細はこち  
ら

○ 確定申告会場で申告書を作成する際に必要なもの

項目等	確認
<p>○ マイナンバー読み取り対応のスマートフォン ※事前にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。</p> <p>「マイナポータル連携の詳細」はこちら </p>	<input type="checkbox"/>
<p>○ マイナンバーカード ○ マイナンバーカードのパスワード2つ ・利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁） ・署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下） ※マイナンバーカード及び電子証明書のパスワードの有効期限切れにご注意ください。</p> <p>パスワードを忘れた場合 ロックされた場合はこちら </p>	<input type="checkbox"/>

【参考事項】申告書の作成する際に必要な書類（確定申告会場で申告書の作成を行う際にも必要となります。）

申告書の作成を行う際には、譲渡所得の必要書類に加え、申告する内容に応じて次の書類が必要となります。

確定申告書を提出する際に添付が必要な書類については、「確定申告期に多いお問合せ事項Q & A」をご確認ください。



項目等	確認書類 (確認欄にチェックしてください)	確認
事業所得（営業等）	<input type="checkbox"/>	
事業所得（農業）	○ 【青色申告者】 ⇒ 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」 <input type="checkbox"/>	
不動産所得	○ 【白色申告者】 ⇒ 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」 <input type="checkbox"/>	
利子所得	○ 利子所得の種類や収入金額及びその源泉徴収税額の分かるもの <input type="checkbox"/>	
配当所得	○ 配当所得の種類や収入金額及びその源泉徴収税額の分かるもの <input type="checkbox"/>	
給与所得	○ 給与所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/>	
雑所得（公的年金等）	○ 公的年金等の源泉徴収票 <input type="checkbox"/>	
雑所得（その他）	○ 「個人年金保険等の支払明細書」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等で、収入金額、必要経費及びその源泉徴収税額の分かるもの <input type="checkbox"/>	
一時所得	○ 収入金額、必要経費及び源泉徴収税額の分かるもの <input type="checkbox"/>	
株式等の譲渡所得	○ 譲渡した株式等の取得年月日及び譲渡年月日が分かるもの ○ 譲渡収入金額、譲渡株式等の取得価額及び譲渡費用等の分かるもの ○ 特定口座の申告をする方は「特定口座年間取引報告書」 ○ 特定管理株式のみならず譲渡損失を申告する方は証券業者から交付された証明書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
先物取引に係る雑所得等	○ 証券会社等からの報告書などで、取引の内容、収入金額及び必要経費等の分かるもの <input type="checkbox"/>	
退職所得	○ 退職所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/>	
所得から差し引かれる金額	<p>○ 損害年月日、損害金額、保険金などで補填される金額及び災害関連支出の領収書などその金額が分かるもの <input type="checkbox"/></p> <p>○ 医療費の領収書 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 医療費の通知（「医療費のお知らせ」など） ※医療費控除の明細書への記載を省略する場合には、添付が必要となります。 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 「おむつ使用証明書」又は市区町村長等が交付するおむつ使用の確認書等 <input type="checkbox"/></p> <p>○ セルフメディケーション税制特例の適用を受ける方は、申告される方が健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 支払った社会保険料の金額が分かるもの <input type="checkbox"/></p> <p>○ 支払った掛金額の証明書 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 支払額などの証明書 <input type="checkbox"/></p> <p>○ 支払額などの証明書 <input type="checkbox"/></p>	

項目等	確認書類 (確認欄にチェックしてください)	確認
所得から差し引かれる金額	○ (ふるさと納税など) 寄附金の受領証や寄附先の法人(公益社団法人を含む) 又は信託が適格であることなどの証明書等	<input type="checkbox"/>
	○ (政治献金) 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」	<input type="checkbox"/>
	寡婦・ひとり親控除	<input checked="" type="checkbox"/>
	勤労学生控除	<input type="checkbox"/>
	障害者控除	<input type="checkbox"/>
	配偶者控除・配偶者特別控除	<input type="checkbox"/>
	○ 配偶者のマイナンバーが分かるもの ○ 配偶者の年間所得金額が分かるもの	<input type="checkbox"/>
	扶養控除	<input type="checkbox"/>
	○ (国内扶養親族) 扶養親族のマイナンバーが分かるもの ○ 扶養親族の年間所得金額が分かるもの ○ (国外扶養親族) 「親族関係書類」及び「送金関係書類」	<input type="checkbox"/>
	○ 配当所得の種類や収入金額及びその源泉徴収税額の分かるもの	<input type="checkbox"/>
税額の計算	○ H P 参照: 「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(新築・購入用)」、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(住宅の増改築用)」	<input type="checkbox"/>
	○ 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」	<input type="checkbox"/>
	○ H P 参照: 「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」	<input type="checkbox"/>
	○ H P 参照: 「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」	<input type="checkbox"/>
	○ H P 参照: 「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」	<input type="checkbox"/>
	○ H P 参照: 「認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ」	<input type="checkbox"/>
	○ 損害年月日、損害金額、保険金などで補填される金額及び災害関連支出の領収書 などその金額が分かるもの	<input type="checkbox"/>
	○ 外国所得税控除	<input type="checkbox"/>
	○ 税務署から通知を受けた予定納税額の通知書(予定納税額の減額申請書を提出して承認を受けた方は、減額後の予定納税額の合計額が分かるもの)	<input type="checkbox"/>
	○ 税務署に提出した令和6年分の申告書の控え	<input type="checkbox"/>

### 【参考事項】国税の納付手続・還付金の受取方法

#### ○ 納付手続

納付手続は、様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

令和7年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の納期限は、令和8年3月16日(月)です。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

所得税の納付方法について、確定申告期に多いご質問内容については、「確定申告期に多いお問合せ事項Q&A」をご確認ください。

納付手続の詳細  
はこちら



#### ○ 還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。

所得税の還付金の受取方法について、確定申告期に多いご質問内容については、「確定申告期に多いお問合せ事項Q&A」をご確認ください。

「確定申告期に多いお問合せ事項Q&A」はこちら



### チャットボット「ふたば」による税務相談



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)が自動でお答えします。

ご相談はこちら

